議案第６３号

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

平成２８年　６　月　６　日

提出者　調布市長　長　友　貴　樹

提案理由

地方税法の一部改正に伴い，調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分したので，地方自治法第１７９条第３項の規定により，提案するものであります。

専決処分の承認について

別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を求める。

# 専　　決　　処　　分　　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により，調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成２８年３月３１日

調布市長　長　友　貴　樹

調布市条例第　　　号

調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市都市計画税賦課徴収条例（昭和３１年調布市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「第２３項，第２４項」を「第２２項から第２４項まで」に，「又は第３０項から第３３項まで」を「から第３１項まで，第３３項又は第３４項」に改める。

附則第２項から第７項までの規定，第９項及び第１０項中「第２０項」を「第１９項」に改める。

附則第１３項中「若しくは第４２項」を「，第４２項若しくは第４５項」に，「第３０項から第３３項まで」を「第３４項」に改める。

附　則

１　この条例は，平成２８年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の調布市都市計画税賦課徴収条例の規定は，平成２８年度以後の年度分の都市計画税について適用し，平成２７年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。